

教育委員会の役割とレイマンコントロール

皆さんは教育委員会を傍聴されたことはありますか？

平日に開催されているので、お仕事をされている方は残念ながら忙しくて滅多に行く機会はないでしょうが、お子さんの学校教育や市民の生涯学習に関わることが話し合われ、決められているのが教育委員会です。

日本の教育委員会制度は、戦前の軍国主義教育への反省から、教育の政治的独立という点に重点を置き、1948年に発足しました。初期においては、全く独立した合議体ということで、教育委員を選挙で選ぶということもなされていたのですけれども、投票率の低さや教育委員の選挙での政治的対立による混乱などを理由に、選挙による選出は廃止されました。

1956年(昭和31年)に施行された地方教育行政法により、教育委員は首長による任命制に変わり、教育委員の互選によって教育委員長を選出、一般行政との調和を図るというところで、予算案・条例案は首長が権限を持ち、事務方のトップとしての教育長も存在するという形で、約60年間続いてきました。

この間、一般市民によるいわゆる「レイマンコントロール」という考え方に立ち教育委員会が運営されてきたのですが、教育全般の実務を担当するのは事務局とその長である常勤の教育長であるということや、教育委員長や教育委員は

非常勤であるということなどもあり、教育委員の役割が教育長の提案を追従するだけになって形骸化しているといった見方や、いじめなどへの迅速な対応がしづらくなり、責任の所在もわかりにくく指摘されていました。

2015年(平成27年)、教育委員の互選による教育委員長を廃止し、教育長が教育委員長を兼ねる現在の形に変更され、首長が招集する「総合教育会議」(教育委員会ではなく市長部局の会議)や首長が定める「教育大綱」も加わり首長の影響力がさらに大きくなりました。

しかし、「教育委員会は、地方公共団体に置かれる、教育行政を中立的かつ継続的に管理・執行するための合議制の執行機関である」とことは変わっていません。(地方教育行政法による)

制度改正から約10年が経過しましたが、首長の関わりが大きくなっている中、教育委員会は独立性を保っているのか、レイマンコントロールは十分に発揮されているのか点検が必要です。

さらに、教育委員長を兼ねる教育長は、教育委員がしっかりとレイマンコントロールを発揮するために、情報を丁寧に説明し、委員の意見を尊重するという使命を果たしているのかも、市民の目でチェックしていく必要があります。

そのためにも、教育委員会の録画配信、会議資料の公開、議事録公開の迅速化などが必要だと考えます。

※レイマンコントロールとは
専門家ではない一般市民(レイマン)が行政などの意思決定や監督を行う仕組み

夏休み！ インフォメーション

香害ってなあに？



2026 in 稲城市 不安虫ちゃんの参加型パネル展

稲城市中央文化センター
1Fラウンジ
8月19日(水)～9月2日(水)
9:00～17:00
初日は11時から 最終日は15時まで



みなさんは「9月1日問題」を知っていますか？ 新学期を笑顔で迎えよう！

「9月1日問題」とは、長期間の夏休みが明けて新学期が始まる9月1日頃に、小中高校生の自殺者が急増する現象を指す社会課題です。厚生労働省や文部科学省のデータでも、1年の中でこの時期が最も子どもの自殺数が多くなることが明らかになっています。



保護者向け
対話会

8月30日(日) 10時～12時

夏休み明け、学校や登校に対する子どもの悩みに寄り添う中で、保護者の方自身も不安や迷いを抱えていませんか？無理に答えを出さず、気持ちをそのまま語り合える対話会です。一人で抱え込まず話しに来ませんか。



小中学生向け
居場所

9月1日(火) 10時～15時

9月1日、学校に行くのがつらかったら、無理をせず「もう一つの居場所」へ来ませんか？小中学生を対象にフリースクールを無料開放します。勉強や登校はお休みなして、安心して自分らしく過ごせる場所です。

場所・費用・主催

場所：まなびナビ(稲城校)

費用：無料

主催：いなぎダイアログの会

こどもの声からはじめようプロジェクト

まなびナビ(稲城校)

会場(まなびナビ)

〒206-0801

稲城市大丸124

岩瀬ビル2階

お申込み

ホームページからお申込みをお願いします

親も子も「孤立」しない地域をつくらう！

村上洋子 と おしゃべりタイム

日時：8月8日(土) 10:00～12:00

稲城ネット事務所 (稲城駅近く、百村 1608-3-202)

Google meet 併 meet.google.com/emp-ujvi-edg

6月議会の報告も致します。 どうぞご参加ください。



♥女性の困り事相談お受けします。

8月8日(土) / 9月12日(土) / 10月10日(土)
11月15日(日) / 12月12日(土) 午後1時より

お問い合わせ・お申し込みは

☎042-379-2435 ✉inagi@seikatsusha.net

前回事の訂正

前回のレポートの中に誤りがありました。

訂正してお詫言申し上げます。

向陽台 手づくり市民まつり

→ 稲城 手づくり市民まつり

戦争と平和の記憶 ⑪

これまで、私の両親の戦争体験を語り継いできました。戦後の混乱期において、稲城の青年たちが、新憲法(日本国憲法)の誕生をどのように受け止め、未来へ進もうとしたのか、熱い意志と決意を表している文章を紹介させていただきます。

東京都南多摩郡稲城村(現稲城市)で出された青年団機関紙『稲城』の創刊号の巻頭には、憲法発布を喜ぶ次のような文章が掲げられています。稲城の宝物として受け継ぎたい素晴らしい表現です。

民主日本建設の平和の鐘は鳴りひびき、新憲法は発布された。

建設へ建設へ 我等は足並みを揃へスクラムを組んで！！

若き熱と意気と力を持った、我等でなくて誰がそれを成し遂げよう。

春、春。大地に我等の心は満ち満ちて、うららかな春、そして平和への、自由への、解放への春。

我等の希望は何か。名誉か、地位か、金銭か。

否！否！理想的な社会、多くの人達の幸福な社会、目醒めた個性、知性豊かな個人の完成。

これこそ我等の希望なのだ。

ここに『稲城』第1号を送る。諸君の愛読を祈るや切なり。



村上洋子 いきいきレポート



2026年6月議会では条例改正5件と補正予算2件、その他農業委員の任命などの市長提出議案が可決され、陳情は不採択となりました。



<陳情／福祉文教委員会>

「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」への反対討論をいたしました。(要約)

令和8年3月16日に、沖縄県名護市辺野古沖で発生した研修旅行中の船舶の転覆事故により、生徒1名と船長が死亡したという重大な事故の経緯と、これに対し文部科学省が4月7日付で発出した「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」という通知、そして教育基本法第14条を根拠として、次の4点について市に求めています。

- 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること
- 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること
- 修学旅行・平和学習の過去3年間における記録を確認すること
- 3点目の内容に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと

辺野古沖での事故に関しては、学校側や旅行代理店、船舶の運航をしていた団体などでの、大変ずさんな安全管理が明らかになりつつあり、あってはならないことです。

文部科学省の通知は、修学旅行や校外活動における安全の確保ということが主な内容で、これについては、福祉文教委員会での質疑の結果、稲城市の公立中学校においては、全校において「危機管理マニュアル」を作成し、下見、実地踏査、教職員による引率が必要で行われており、教育基本法第14条の教育委員会としての認識も適正で、これまでに生徒や保護者、市民からの苦情もないとの答弁がありました。

よって、過去3年に遡っての修学旅行や平和学習等の記録の確認、政治的中立に関する基本方針の確認までは必要がないと考えます。

学校における児童・生徒の安全確保の問題と平和教育等の政治的中立という問題は分けて扱うべきものであり、6月2日松本文部科学大臣は、記者会見で「今回の事故に関しては『極めて異例の事態』であった」と発言し、さらに、平和教育に関しては、「多様なものの見方や考え方を提示して、平和に関する学習を行なっていくことは重要であり、沖縄を含めた現地を訪れることは、避ける必要はない」とも言及しています。

安全確保の問題と平和教育の問題を一緒にして扱うこと自体が課題をわかりにくくしてしまうと考えることから、この陳情に反対しました。

福祉文教委員会

本会議討論

詳しくは録画をご覧ください →



<第31号議案>

「市税条例の一部を改正する条例」に賛成しました。

今回の市税条例の改正は、国の地方税法の改正に伴い、7項目の改正です。

- 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が変わること
- 固定資産税の免税の基準が引き上げられること
- 医療費控除の適用期限が延長されること
- 住宅ローン控除の適用期間が延長されること
- 「バリアフリー法」に規定される特別特定建築物が税の減額措置の対象として追加されたこと
- 地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や浸水被害防止区域には優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した際の特例措置が適用できなくなる

7項目めに

- 「ふるさと納税」に係る寄付金税額控除について、引用する法律の附則の番号が変わるという内容があります。

これは、令和8年3月31日に成立した「**防衛特別所得税**」の創設によって書き換えられた「地方税法」の附則です。

「復興特別所得税」を2037年まで10年延長し徴収する。2.1%の内1.1%は「復興特別所得税」に、1%は「**防衛特別所得税**」の財源にするという内容で、明らかに増税です。また、復興に対する国民の前向きな気持ちを利用しているやり方に憤りを感じます。

防衛費に関しては自衛隊員の処遇改善など、改善すべき点はあり、様々な考え方があると思いますが、すでに建設国債の使途を拡大して充当するなど防衛費の比率は大きく増加しており、前のめりに進めているのではと大変危惧しています。

また、先日から地震が相次いでおり、復興に充てる財源を減らして防衛費に充てるべきではありません。

これらについて表明した上で、第31号議案「稲城市市税条例の一部を改正する条例」は、市民生活にとって重要な市税の改正点を多く含むものという理由から賛成しました。

詳しくは録画をご覧ください →



本会議討論

<補正予算> 今回の補正予算の主なもの

- 低所得世帯に対するエアコン設置緊急支援事業 4083 万5千円
- (仮称)第三小学校学童クラブ建設工事及び稲城第三小学校校舎建替工事についてインフラライド条項に基づく工事請負費の増額 5800 万円
- 稲城駅南口駅前広場整理事業の上屋に関する工事関係費 8296 万円
- 東京都補助金を活用した「幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校」事業 18 万9千円
- 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」事業 239 万3千円
- 地方税統一 QR コードを導入するためのシステム改修のシステム開発委託料の増額 198 万円
- 国の給食費負担軽減交付金が就学援助受給者及び就学奨励受給者について小学校に限り対象となることに伴い関連する金額を変更すること(+0円)
- 令和7年東京都人事委員会勧告に沿った人件費の増額 1634 万4千円
- 後期高齢者医療特別会計における資格確認書の交付について国による運用の見直しに伴い特定記録郵便の郵便料が増加するための増額 102 万8千円

■村上洋子の一般質問■

1. 学校や子ども施設での香害や化学物質の曝露から子どもを守るためにできることについて

これまでの回答から進展はありませんでした。市役所や学校では国が作成した「香害啓発ポスター」を掲示していますが、子ども関連施設では「国や都等からの通知などがあれば行う」と消極的でした。

→香害パネル展のお知らせ(裏面)

2.. 離婚後共同親権・養育費・親子交流等の民法改正の施行で自治体に対応すべきことについて

2026年4月1日より共同親権制度はスタートしており、4月1日から5月15日までに市に提出された離婚届で把握している共同親権の届出は4件。関連する各部署における共同親権による手続き等の変更点は各部署ごとに異なることから、早急に「共同親権」に関する庁内研修を実施し、情報共有のルールや各部署ごとの対応を確認することを求めたところ「研修はできる限り速やかに行いたい」との回答を得ました。

また、DV等支援措置対象者に対する支援措置については婚姻中であるか否かに関わらず支援についての変更はないとのこと。共同親権の選択後であっても新たなDVが発生する可能性もあることについて確認しました。

詳しくは録画をご覧ください →



(いきいきレポート NO.26 の訂正)

前回のレポートの中で金額に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

- 遠隔手話通訳サービス事業 2847 万円→284 万7千円
- 相馬野馬追出張公演 7,876 万円→786 万6千円
- 全国将棋サミット 2026 及びいなぎ将棋まつり 7914 万円→791 万4千円